

〔例 1〕

長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例に基づく
暴排特約条項

発注者(以下「甲」という。)と請負者(以下「乙」という。)は、当該建設工事の請負契約(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第2項に規定する公共工事に係るものを除く。)を行うに当たり、あらかじめ下記の契約解除特約条項を合意した。

(契約の解除)

- 第1条 乙は、甲との間で締結した工事の請負契約に関し、甲が工事の結果完成することとなる工事物件(増改築及び改修を含む。以下「物件」という。)を長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例第2条第3号に規定する暴力団事務所等(以下「暴力団事務所等」という。)に利用するものと認められるときは、催告をしないで契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が前条の契約の解除をしたとき、物件の出来形部分と検査済の工事材料及び建築設備の機器(以下「工事材料等」という。)を引き受け、引き受けた物件の出来形部分及び工事材料等に相応する請負代金を乙に支払うものとする。
- 3 甲及び乙は、前項の契約の解除に伴う違約金については、請求しないものとする。
- 4 以上のほか、契約解除後の措置等については、契約約款の定めにより行うものとする。

※ 特約条項は、契約内容が法令で禁止されていないかぎり、また、公序良俗に反しない限り、契約当事者の合意により自由に定めることができます。

この案は、一つの案として作成してみたものですが、この案にとらわれることなく、条例の主旨をご理解の上、特約条項は定めて下さい。この案を参考にされる方は、案の定めの内容等につき、顧問弁護士等と十分に検討され、会員各位の責任において、会員各位が納得される特約条項で定めて下さい。